

令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業 業務委託プロポーザル公募要領

和歌山県では、次世代の移動手段として注目されている「空飛ぶクルマ」について、和歌山県内での実用化に向けて、令和5年4月に「空飛ぶクルマ運航実現に向けた和歌山県版ロードマップ・アクションプラン」を策定し、これに基づき取組を進めているところです。

今般、その取組の一つとして、「空飛ぶクルマ」の運航に向けた社会受容性向上事業（以下「本事業」という。）を実施することとします。また、本事業の業務を民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、プロポーザル方式により業務を委託する事業者を募集します。

なお、本業務は、和歌山県議会令和6年2月定例会において、本業務に係る令和6年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合があります。また、その場合、県は一切の責を負いません。

1 委託する業務の概要

(1) 委託する業務名

令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務

(2) 委託する業務内容

令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務委託仕様書のとおり

(3) 委託上限額

30,964千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和6年3月15日（金）	公募開始
令和6年3月26日（火）正午	説明会参加申込締切
令和6年3月27日（水）	説明会開催
令和6年4月1日（月）午後5時	質問受付及び応募申込締切
令和6年4月5日（金）	質問回答
令和6年4月15日（月）正午	提案書類提出締切
令和6年4月23日（火）	選定委員会（予定）
令和6年4月下旬	契約締結
令和7年2月28日（金）	事業終了

3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 単独企業

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

(イ) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申

立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

エ 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

オ 消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

キ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること

ク 本プロポーザルに関して、3(2)に定める共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体(JV)による参加

ア 全ての構成員が、3(1)のアからキまでに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年3月15日(金)から令和6年4月15日(月)正午まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 万博推進課

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁 本館

電話番号：073-441-2703

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00216311.html>)
からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和6年3月15日(金)から令和6年4月15日(月)正午まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※最終日4月15日(月)は正午までの受付となりますので、御注意ください。

オ 提出方法

書類は郵送又は持参してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限ります。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式自由）【表紙を除きA4片面上限10枚とする】
- ウ 見積書（様式自由）
- エ 提案者の概要書（様式2）
- オ 誓約書（様式3）
- カ 直近5か年における、類似する事業の契約書の写し
- キ 役員等に関する調書（様式4）
- ク 法人にあっては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）
- ケ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票
- コ 印鑑証明
- サ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）
- シ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）
- ス 共同企業体（JV）にあっては、共同企業体協定書の写し
- ※ キからシまでは、和歌山県の入札参加資格があれば免除

(3) 提出書類の留意事項

- ア 正本1部、副本8部を提出すること。＜持参・郵送＞
- イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんので御了解ください。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体（JV）構成員として参加する場合を含む。）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにしてください。また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出してください。
- ウ 表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞
令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務委託提案書
株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めません（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。
- カ 事前説明会に出席することが必須条件ではありませんが、企画提案書の提出を検討している事業者にとっては、可能な限り出席してください。欠席により不利益を生じた場合でも、県はその責任を負いません。

5 提案を求める事項

企画提案書作成に当たっては、別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加えて、以下の点についても必ず盛り込むこと。

- ア 本業務を行う業務体制
- イ 業務遂行スケジュール
- ウ 業務を遂行する上で、効率化につながる提案

6 説明会

- (1) 開催日時
令和6年3月27日（水） 午後2時から（1時間程度）
- (2) 開催場所
和歌山県庁 東別館6階 6-A会議室
（和歌山県和歌山市小松原通り一丁目1番地）
- (3) 申込方法
参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。
件名に「【説明会申込】令和6年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた社会受容性向上事業業務委託」と記載してください。
なお、受領確認を万博推進課あてに電話により行ってください。
※口頭、電話による申込みは受け付けません。
※説明会実施時に、質疑応答は行いません。質問は、電子メールでお願いします。
- (4) 説明会への申込期限
令和6年3月26日（火） 正午まで
- (5) 電子メールアドレス banpaku jyoho@pref.wakayama.lg.jp

7 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から令和6年4月1日（月） 午後5時まで
- (2) 提出方法
電子メール（アドレス：banpaku jyoho@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。
後日、説明会参加者全員に対し、メールにより回答いたします。ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できません。

8 プロポーザルの応募申し込み

- (1) 受付期間
プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和6年4月1日（月）午後5時までに、応募申込書（様式1）を提出すること
- (2) 提出方法
電子メール（アドレス：banpaku jyoho@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。

9 審査の方法

- (1) 審査方法
ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の協議により決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約候補者に決定します。

エ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業目的・内容の理解度	①事業目的、空飛ぶクルマの現状等を正しく理解した上での提案になっているか。 ②業務の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
提案内容の妥当性及び充実度	以下の①、②、③について、提案内容（項目、内容、手法等）が適切かつ実現性の高いものとなっているか。 ①実証飛行の運営について ・実証飛行に必要な手続きや課題について整理され、実現性、実効性の高い事業提案となっているか。 ・安全対策、周辺環境への配慮や原状回復などが考慮された提案となっているか。 ②実証飛行イベント及び機運醸成イベントの実施について ・より多くの県民や事業者の参加が期待出来る実施方法、広報戦略の提案となっているか。 ・県民の空飛ぶクルマを初めとした科学技術に関する興味・関心等を向上させることができるよう工夫された内容となっているか。 ・需要調査や効果測定手法について、具体的な方法の提示がされ、社会受容性を計るものとなっているか。 ③コンテンツ制作について ・動画制作について、コンセプト、シナリオ、編集時間等が具体的かつわかりやすい提案となっているか。また、広く県民が興味・関心を持ちやすい構成内容となっているか。 ・パンフレット制作について、空飛ぶクルマについて広く一般の方がわかりやすく魅力的な内容提案となっているか。
業務の実施体制	①業務実施体制、人員配置、実施プロセス（スケジュールを含む。）及び費用が適切な提案となっているか。 ②過去（公募以前5年以内）に類似する事例を取り組んだ実績があるか。 ③本事業を受託するに当たっての提案事業者の強み（企業ネットワーク、空飛ぶクルマ関連ビジネスのコンサルティング経験、類似の運営実績、調査実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）があるか。 ④その他、本事業をより効果的・効率的に実施できる独自の取組が提案されているか。 以上のような、事業が適切に実施されることが可能な提案内容となっているか。
見積書の内容	単価や数量が適正に見積もられているか。 ※予定価格を超えた場合は失格です。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約手続きについて

- (1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条に該当する場合は契約保証金を免除します。